

実施方針に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目				内容	回答
1	1					「はじめに」に記載の、平成30年度から令和元年度までに実施した全体基本設計の成果物について、今回の提案スケジュール及び提案ボリュームを鑑みると、事前開示が必要と考えますので、早期の開示をお願い申し上げます。	開示の予定はありません。
2	12	第1	1	(7)	図表12	整備対象施設の既存施設撤去施設のうち、P13※1に「既存脱水汚泥管理棟およびストックヤードは、局が別途発注する同施設の整備が完了した後に撤去できる」との表記ですが、特にストックヤードについては、整備用地の大きいエリアを占めるため、本事業の設計完了後に、仕様発注にて詳細設計、建設工事を行った場合全体の工程が遅延する可能性が考えられますので、事前の整備又は、DB事業内に変更していただけないでしょうか。	事前の整備又はDB事業内に変更はしません。事業者提案によるスケジュールに合わせて撤去できるようにします。
3	14	第1	1	(7)	図表12 豊岩 浄水場 (改造)	整備対象外施設の粉末活性炭棟については、内部の注入設備が整備対象となっています、本事業の設計完了後に、仕様発注にて詳細設計、建設工事を行った場合全体の工程が遅延する可能性が考えられますので、新仁井田浄水場同様にDB事業内に変更していただけないでしょうか。	事前の整備又はDB事業内に変更はしません。事業者提案によるスケジュールに合わせて整備します。
4	15	第1	1	(10)		事業スキームについて  「コンソーシアムは、特定建設JVを設立することとする」とありますが、同じ工種の中で複数のJVを結成することは可能でしょうか。  例) 土木企業4社が2社JV+2社JV	可能です。
5	19	第2	2	(2)	イ	秋田市殿におかれましては「最低制限価格制度」や「低入札価格調査制度」の導入が図られておりますが、本事業においても技術提案の審査について、過度な価格競争を避けるため、妥当な最低制限価格の設定、或いは、最低制限価格設定が難しい場合には評価基準価格（これ以上入札価格を下げて、価格点が変わらない価格）の設定をお願いします。	ご意見として承ります。
6	19	第2	2	(2)	イ	秋田市公契約条例における品質確保の目的から「最低制限価格制度」および「低入札価格調査制度」の導入が図られておりますが、本事業のプロポーザル方式においても、技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、適切な最低制限価格の設定をお願い致します。 また、最低制限価格が設定できない場合は、これ以上入札価格を下げて、価格点が変わらない基準価格の設定をお願い致します。	No. 5を参照
7	19	第2	2	(2)	イ	本事業における入札制度におきまして、工事の品質確保ならびにダンピング受注防止を実施するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入される事を提案いたします。	No. 5を参照
8	19	第2	2	(2)	イ	性能担保と過度な価格競争を避ける為、秋田市様においても「低入札価格調査制度」が導入されておりますが、本事業におかれましても、同制度を適用する事が適切と考えます。設定をして頂くことにより、性能の担保と過度な価格競争によって生じる様々な問題が解決できるものと思料致します。	No. 5を参照
9	19	第2	2	(2)	イ	技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、技術提案及び提案価格の評価に当たっては、加算方式を採用いただくようお願い致します。	ご意見として承ります。
10	19	第2	2	(2)	イ	技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、技術提案及び提案価格の評価に当たっては、技術点重視の評価（例えば技術点8：価格点2）としていただくようお願い致します。	ご意見として承ります。
11	19	第2	2	(3)	ア	委員との偶発的接触を避けるために「仁井田浄水場等整備事業者選定委員会」の委員は公表した方が良くと思います。	非公表とします。

実施方針に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目				内容	回答
12	19	第2	2	(3)	イ	「応募者の技術提案および提案価格の審査を行い、最優秀提案者を選定する。」とありますが、技術提案の評価が提案価格の評価に影響されないように技術提案の評価後に提案価格を評価していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
13	19	第2	2	(4)	オ	見積上限価格は募集公告時に公表していただくようお願い致します。	募集公告時に示します。
14	20	第2	3	(1)	ア	<p>応募者の構成について、「秋田市内に本社または本店を置く建設企業1社以上を含むコンソーシアムとする」とされておりますが、「秋田市内に本社または本店を置く土木、建設、機械、電気の各建設企業1社以上の計4社以上を含むコンソーシアム」として変更していただきますようお願い致します。</p> <p>理由として、地元企業の受注の拡大、事業整備後における適切なメンテナンスが可能になるとともに、保守や維持管理が必要となる事から、継続的な雇用と関連企業への受注拡大が生み出されるものであります。</p> <p>今回の事業に数多くの地元企業が、参加できるよう検討を、お願いします。</p>	実施方針(変更版)をご覧ください。
15	20	第2	3	(1)	ア	<p>事業スキームとして、設計ならびに土木、建築、機械設備、電気設備工事を担う各企業によるコンソーシアムを構成することは理解できます。しかしながら、応募者は、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むコンソーシアムとする」とされているだけで、地元企業が参加するための具体的な仕組が明示されておりません。</p> <p>土木、建築、機械、電気の各建設企業1社以上の地元建設企業が参加することにより、整備後における適切なメンテナンスが可能となるとともに、地元企業への受注拡大につながることを期待できます。特に、機械、電気に関しては、地元企業が保守・維持管理に携わることにより、継続的な雇用と関連企業への受注拡大が見込まれます。</p> <p>このことから、本事業については、実施方針にも謳われている地域経済への貢献を目指して、コンソーシアムの構成を「秋田市内に本社又は本店を置く土木、建築、機械、電気の各建設企業1社以上の計4社以上を含む」として変更していただくよう提案いたします。</p>	No. 14を参照
16	20	第2	3	(1)	ア	<p>応募者の構成について、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むコンソーシアムとする」とされておりますが、「秋田市内に本社又は本店を置く土木、建築、機械、電気の各建設企業1社以上の計4社以上を含むコンソーシアム」として変更していただけますようお願い致します。</p> <p>地元企業への受注拡大につながることに、整備後における適切かつ迅速なメンテナンスが可能になります。</p> <p>特に、機械、電気に関しては、地元企業が保守・維持管理に携わることによって、継続的な雇用と関連企業への受注拡大になると思います。</p> <p>また、秋田市にとっても、地元企業にとってもメリットが生じる事業となることですのでぜひご検討をお願いいたします。</p>	No. 14を参照
17	20	第2	3	(1)	ア	<p>応募者の構成は、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むコンソーシアムとする」とされておりますが、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業(土木、建築、機械、電気)の各建設企業1社以上の計4社以上を含むコンソーシアム」として変更していただきますようお願い致します。</p> <p>理由は、事業完了後において、緊急時における対応がスムーズに行えることと、地元企業の雇用対策に十分なメリットがある。ことを検討願えればと思います。</p>	No. 14を参照

実施方針に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目					内容	回答
18	20	第2	3	(1)	ア	<p>応募者の構成は、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むコンソーシアムとする」とされておりますが、「秋田市内に本社又は本店を置く土木、建築、機械、電気の各建設企業1社以上の計4社以上を含むコンソーシアム」として変更していただきますようお願い致します。</p> <p>理由は、整備後における適切なメンテナンスが可能になるとともに、地元企業への受注拡大につながることにあります。</p> <p>特に、機械、電気に関しては、地元企業が保守・維持管理に携わることにより、継続的な雇用と関連企業への受注拡大が生み出されるものであります。</p> <p>秋田市にとっても、地元企業にとってもメリットが生じる事業となりますよう、ご検討お願い申し上げます。</p>	No. 14を参照	
19	20	第2	3	(1)	イ	<p>本事業は上水道設備の性能発注であり、技術面、性能保証、損害賠償等も含め、市内建設企業のみでは対応が極めて難しい事が想定されます。</p> <p>この為、本事業の「建設企業（土木・建築・機械・電気）」の各工種のJV代表は、(2)イ(イ)cに記載の総合評定値（P点）以上の者が担う事を必須とすべきであると考えます。</p>	原文のとおりです。	
20	20	第2	3	(1)		<p>本事業はDB方式（性能発注）であるため、市内建設企業だけで、損害賠償などのリスクを含めて対応は困難であると考えます。したがって本事業の各業種（土木、建築、機械、電気）のJV代表企業は（2）イ（イ）cに記載の総合評価値（P点）以上の者が務める旨の条件とすべきと考えます。</p>	原文のとおりです。	
21	20	第2	3	(2)	ア	(イ)	<p>参加資格保持期間が長期に亘るため、その間に死亡事故等により指名停止が発生する可能性はゼロではないと思料します。応募者の悪意に拠らない指名停止等については、参加資格要件には抵触しない様、ご配慮をお願い致します。</p>	原文のとおりです。
22	21	第2	3	(2)	イ	(ア)	<p>「設計企業は、次の各要件を全て満たす事」とありますが、設計JVで参加する場合、いずれかの1社が全ての要件を満たしていれば、その他JV構成各社は全てを満たさなくても設計企業として参加可能な仕組みとして頂けないでしょうか。</p>	設計を複数の企業で行うことは可能です。その場合は、1社が参加資格要件を全て満たすことが必要です。
23	21	第2	3	(2)	イ	(ア)	<p>「設計企業は、次の各要件を全て満たす事」とありますが、本事業の主旨である「民間ノウハウの発揮」には設計業務の成否が大きな鍵を握り、その為には浄水場のノウハウを有する様々な企業が設計業務に主体的に関わる事が重要と考えます。設計JVで参加する場合、いずれかの1社が全ての要件を満たしていれば、その他JV構成各社は全てを満たさなくても設計企業として参加可能な仕組みとして下さい。</p>	No. 22を参照
24	22	第2	3	(2)	イ	(イ)c	<p>本事業は、秋田市の基幹浄水場の更新改築事業として、水運用を継続しながらの難易度の高い工事を性能発注で実施する事業になりますので、建設企業の各業種（土木、建築、機械、電気）においても高度な技術力や実績を求められる事業と認識しております。よって、参加要件において、「ただし、コンソーシアムを構成する秋田市内に本社又は本店を置く企業については・・・」の記述では、地元企業のみ構成も許されるものと解釈できますので「ただし、コンソーシアムを構成する秋田市内に本社又は本店を置く企業を含める場合は・・・」に変更することを希望いたします。</p>	原文のとおりです。
25	22	第2	3	(2)	イ	(イ)c	<p>参加要件において、「ただし、コンソーシアムを構成する秋田市内に本社又は本店を置く企業については・・・」の記述では、地元企業のみ構成も許されるものと解釈できるため、「ただし、コンソーシアムを構成する秋田市内に本社又は本店を置く企業を含める場合は・・・」に変更することを希望いたします。</p>	原文のとおりです。

実施方針に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目					内容	回答
26	22	第2	3	(2)	イ	(イ)c	本事業は、秋田市の基幹浄水場の更新改築事業として、水運用を継続しながらの難易度の高い工事を性能発注で実施する事業になりますので、建設企業の各業種（土木、建築、機械、電気）においても高度な技術力や実績を求められる事業と認識しております。よって、参加要件において、土木を担当する企業、建築を担当する企業、機械を担当する企業、電気を担当する企業の其々に、（イ）dに記載する実績要件を求め、かつDB方式で実施した実績を加えて求めることを希望いたします。	原文のとおりです。
27	22	第2	3	(2)	イ	(イ)c	参加要件について、建設企業の各業種（土木、建築、機械、電気）において過去の実績が重要と考えます。各業種を担当する企業に（イ）dに記載する実績要件を求め、かつDB方式で実施した実績を加えて頂けないでしょうか。	原文のとおりです。
28	24	第1	4	図表16			技術対話の実施につきまして、技術対話は、複数回実施して頂きますよう、調整願います。	ご意見として承ります。
29	24	第1	4	図表16			技術対話の実施につきまして、令和4年7月の実施予定となっておりますが、技術対話後から技術提案書受付締切まで2ヶ月弱と変更・修正期間が短くなっております。第1次技術提案書の受付前にも技術対話を実施して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
30	24	第2	4				図表 16 事業者の募集および選定のスケジュールについて、技術対話の実施（令和4年7月）から技術提案書の受付、締切（令和4年9月）まで2ヶ月程度と短期間となっております。技術対話を受けて技術提案書を修正し、提案価格へも十分に反映させるためにも、技術対話の実施から技術提案書の受付、締切をさらに1ヶ月程度設けていただく、若しくは第1次技術提案書の受付前にも技術対話の機会を設けていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
31	24	第1	4	図表16			10月に現地見学会を実施いただけることになりましたが、今後の現地見学会予定としまして、令和4年1月以外にも複数回実施して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
32	24	第2	4				図表 16 事業者の募集および選定のスケジュールについて、10月にご案内いただきありがとうございます。より良い技術提案の検討のためにも募集公告前や令和4年1月以降に複数回現地見学会を開催していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
33	24	第2	4	図表16			現地見学会について、回数もしくは1企業あたりの人数を増数していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
34	24	第2	4				図表 16 事業者の募集および選定のスケジュールについて、既設資料をご提供いただきましたが、技術提案書の作成にあたり、既設資料について追加調査が必要と判断されることも考えられますので、資料閲覧を募集公告前・募集公告後に複数回実施できる機会を設けて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
35	24	第2	4				図表 16 事業者の募集および選定のスケジュールについて、プレゼンテーションの発表者及び出席者は、構成企業の従業員であれば、資格や役職等の制約はないものとしていただけないでしょうか。	募集要項等で示します。
36	28	第3	3				局のモニタリングにおいては、局で定める水準を下回ることが判明した場合、改善を求めるとありますが、要求水準とは別の重要な水準と考えますので、できるだけ具体的に示していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
37	別紙4	1/4					リスク分担表の法制度について、「上記以外の法制度の新設、変更等」が事業者のリスクとなっておりますが、法制度の新設や変更は事業者側では予測できません。「上記以外のもの」に変更して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。

実施方針に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目				内容	回答
38	別紙4	1/4				「法制度」リスクの、法制度の新設、変更等について、直接・間接を問わず、本事業に関わるものについては、発注者の責任・負担としていただけませんか。	ご意見として承ります。
39	別紙4	1/4				法制度項目のうち「本事業に直接かかわらない法制度の新設、変更等」について、現状は事業者負担となっておりますが、法制度の改正は事業者の責に帰さないため、一部除外等をご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
40	別紙4	1/4				法制度について、「上記以外の・・・」とありますが、本事業への関与の有無に関わらず、法制度は事業者側でコントロールすることが不可能ですので、貴局にてご負担いただくべきと考えます。	ご意見として承ります。
41	別紙4					法制度リスクについて、「本事業に直接関わる法制度の新設、変更等以外の法制度の新設、変更等は事業者のリスク」とありますが、そもそも法制度の新設、変更のリスクは民間事業者が責任を負うものとは考えません。	ご意見として承ります。
42	別紙4	1/4				税制度について、「上記以外の・・・」とありますが、本事業への関与の有無に関わらず、税制度は事業者側でコントロールすることが不可能ですので、貴局にてご負担いただくべきと考えます。	ご意見として承ります。
43	別紙4	1/4				「第三者賠償リスク」の、「事業者の責に帰すべき事由による第三者賠償等」について、本事業を行う限り避けられないものである場合には、発注者の責任・負担としていただけませんか。	ご意見として承ります。
44	別紙4	2/4				「住民対応」リスクについて、調査・設計、施工に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するものであっても、本事業を行う限り避けられないものである場合には、発注者の責任・負担としていただけませんか。	ご意見として承ります。
45	別紙4	2/4				住民対応項目の内、調査・設計、施工に関する各種リスクは事業者負担となっておりますが、事業者の責に帰さない事柄については、除外頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
46	別紙4	2/4				リスク分担表の事故災害について、想定外の地震や洪水、及び広域停電などは、局の責に帰すべき事由によるものとするなど、災害に関するリスクを少し具体的に示して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
47	別紙4	2/4				見学者対応において更新整備の不備による見学者の怪我については、引き渡し検査の合格を経たものは、局側のリスクとしてお願い致します。但し、明らかに契約不適合の範囲にあり、その期間中は事業者側のリスクとしてください。	ご意見として承ります。
48	別紙4	3/4				不可抗力につきまして、「一定の割合」と記載されていますが、「一定の割合を超えない費用負担は事業者負担」と読みとれます。貴局の想定されている一定の割合について具体的に明示願います。	個別の事案を勘案して協議および決定します。
49	別紙4	3/4				不可抗力においては、全て、局の負担として頂くことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
50	別紙4	3/4				物価変動の一定の割合を超える範囲は、局負担それ以外は、事業者負担となっておりますが、一定の割合を明示願います。	個別の事案を勘案して協議および決定します。
51	別紙4	4/4	終了			本項目における契約終了手続きにおける費用負担の取り決めは解約による終了の場合を除外する旨を明記して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。

実施方針に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目	内容	回答
52	別紙4		リスク分担表に、「要求水準書で示す原水水質実績を超えるものは局の負担」であることを明記願います。	個別の事案を勘案して協議および決定します。
53	別紙4		リスク分担表に、施設性能リスクとして既存施設の不具合・劣化・経年劣化等の性能不足に関するものは局の負担、事業者の帰責事由による性能不足に関するもの（提案内容に基づく改造や改修）は事業者の負担であることを明記願います。	ご意見として承ります。
54	別紙6		図5-1～図5-7に示される地質想定断面図から既存浄水場の支持層は-13.00m付近のAsg2層となっていることが想定されます。しかしながら、図3.1.2に示される新設用地の地質調査結果では既存施設と同程度の支持層として計画するのは不適であると考えられます。また、地層は成層ではなく、規則性や層の連続性の想定も困難な条件となっています。 以上のことから、建設費用の多くを占める基礎形式の検討において、支持層の位置を事業者提案とする場合、安全側の提案をする企業が過度に経済性において不利になる状況が生じることになるため、提案上の想定支持層を定めていただけないでしょうか。また、本件は事業者側にとっては不可抗力事項であることから、設計施工の段階において、減額または増額の変更の対象となることを条件としていただけないでしょうか。	想定支持層は事業者提案とします。 設計施工段階においてご指摘の事象が発生した場合、設計変更について協議します。
55	別紙6		図5-1～図5-7に示される地質想定断面図から浄水場の支持層は、設計の方法や考え方によって、大きく異なることが考えられます。 例えば、比較的簡単な設計法により最も安全余裕度を確保する観点では、標高-15m付近の地層を支持層とすることが考えられます。さらに、その場合、杭基礎とすることが考えられますが、比較的簡便な方法では、中間層の液状化の影響により、鋼管杭などのかかり強度の高い材料となり、工事費も相当高額になるものと想定します。 その一方、要求水準書に記述されていない詳細な地盤調査により、液状化地盤の特性を高度な解析法により表現した場合、標高0m付近にある砂層は、N値は低いものの、自然堆積層であり、セメンテーション効果(年代効果)により、液状化しない又は液状化しても施設性能への影響は軽微となります。これは、過去の地震においても確認されている現象です。その場合、提案設計としては、この層を支持層として見なせるケースも否定できず、工事費はかなり安価なものとなります。むしろ、最近の解析技術の向上と、性能設計の進展などを考慮すると、このような合理的な設計の方が望まれると考えます。 上記の説明は極端な例かもしれませんが、設計の方法により、工事費が大きく左右されることから、ある程度の設計方針を示す必要があると考えます（例えば、支持層の位置、地震時に求める性能、詳細な地盤調査の実施有無、高度な解析の実施有無など）。	ご意見のような考え方に妥当性、合理性がある場合、その提案を妨げるものではありません。
56	その他		既設資料データを頂きましたが、技術提案書作成につき既設資料の追加調査は必要と判断した場合は、資料閲覧の機会を複数回設けて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
57	その他		募集公告前に、既設仁井田浄水場及び豊岩浄水場の原水をサンプルとして提供頂くことは可能でしょうか。	11月10日(水)から11月30日(火)までの平日を原水提供期間とします。詳細については、別途、局ホームページでお知らせします。
58	その他		募集公告前に既設仁井田浄水場及び豊岩浄水場の原水を頂く機会を設けていただけないでしょうか。	No. 57を参照
59			実施方針及び要求水準(案)に対する意見・提案・質問について、PPP事業(DB、DBO、PFI)において代表企業としての経験があるなど、PPP事業に関し十分な実績を保有する企業に対し、ヒアリングを実施いただくことをご検討願います。	PPP事業の経験や実績のある企業を対象としたヒアリングを実施する予定はありません。
60			今春の市長選で、仁井田浄水場の建設は地元優先の公約であったはずですが、このたびの実施方針ではそれが明確に示されていないようですが、秋田市が発注する工事は、秋田市の業者を優先すべきと思います。	ご意見として承ります。

実施方針に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目	内容	回答
61			コロナ過で経済状況がひっ迫している時に、地元を優先しない考え方に賛同できない	ご意見として承ります。